

1. 甲賀市総合計画（基本構想 第2次基本計画 実施計画）(抜粋)

1. 基本計画の位置づけと機能

HP 参照: <https://www.city.koka.lg.jp/9517.htm>

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

第2次甲賀市総合計画は、「甲賀市市民憲章」や「甲賀市まちづくり基本条例」が目指すまちの姿をうけ、基本構想において私たちが共に展望する「未来像」を掲げています。

甲賀市まちづくり基本条例 目指すまちの姿

市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- (1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- (2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- (3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

平成29年度からの12年間を計画期間とする基本構想を踏まえて、4年間を1期とする基本計画において、その「未来像」に向かうための施策の方向性を示します。

基本計画では、市民憲章の理念を「施策の体系」の柱とし、計画の全体像を示すとともに、4年間で集中的に取り組む施策を掲げています。「分野別の施策」では、各分野で私たちが望む「市民像」「目標像」及び「成果指標」を掲げて、具体的に取り組む内容を示しています。

第2次甲賀市総合計画基本構想 未来像

あい甲賀 いつもの暮らしに
「しあわせ」を感じるまち

第2次甲賀市総合計画 基本計画

まちづくりの各分野における施策の展開を、体系立てて整理しています。基本構想の計画期末である2024年に望む姿を示しています。

市民像（魅力的な市民の姿）
目標像（実現したい「まち」や「人」の姿）
成果指標（達成を測るものさし）

<分野別計画>
○新市建設計画
○行政改革大綱
○地域福祉計画
○都市計画マスタープラン
○教育大綱 など
※基本計画は甲賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包括しています。

各分野別計画

2. 行政経営の方針

(1) 特に注力すべき分野

特1. 徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営

特2. 市民、事業者等に寄り添う、きめ細かな新型コロナウイルス感染症対策

(2) 分野横断の基本的姿勢

①市民の力を活かす

- ア. 市民やNPO、事業者等の力を最大限に引き出すため、事業のアウトソーシングや民営化を進めるとともに、短期では成果に結びつかずとも、官民双方の協力により切磋琢磨を積み重ねるなかで、成果を生み出します。
- イ. 市内一律ではなく、地域性・多様性を活かした自治振興会、市民活動団体等の取り組みを応援し、多様な市民自治への分権を進めます。
- ウ. 地域における暮らしの課題（移動、買い物、医療など）をビジネス的手法で解決する「ソーシャル・ビジネス」への支援を充実させます。

②仕組みを変える

- ア. Society5.0を見据え、未来技術を活用した地域課題の解決を図るため、スマートシティの実現に取り組みます。
- イ. 不便、過剰な規制や複雑な仕組みが、民間投資や技術革新を阻害し、市民の利益を損なっていることから、真の公益性を見つめ直したうえで、自由度の高い行政経営への転換を図ります。
- ウ. 「未来のあるべき姿」を描いたうえで、未来起点による政策立案を進めるため、政策形成過程における市民、議会との議論や、専門人材の参画を進めます。
- エ. 全国に向けて「まちの魅力」を売り込み、市民、企業から「選ばれるまち」となることで、「稼ぐ力」による持続可能性を高めます。

③人を育て、人をつくる

- ア. 地域経済を牽引するものづくり企業や、福祉・介護分野における人材を育てます。
- イ. 市内の中小企業、地場産業、農林業における担い手づくりに取り組みます。
- ウ. 外国人市民がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、積極的な受け入れ体制の構築や共生支援を進めます。

④いつもの暮らしを守る

- ア. 鉄道やコミュニティバス、予約型乗合タクシー、地域自主運行などによる公共交通機関の利便性の向上と最適化に取り組みます。
- イ. 大規模な地震災害や、これまでに経験したことのない異常気象による水害・土砂災害に備え、国土強靱化を進めるとともに、新たな感染症対策に取り組みます。
- ウ. 多様な価値観、多様な生き方・働き方など「新しいライフスタイルの実現」に向けて、市民、企業等と共に取り組みます。

⑤地域共生社会を築く

- ア. 介護や子育て、障がい、困窮など、制度の狭間で課題を抱える市民を誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現します。
- イ. 人生100年時代を見据えた健康寿命の延伸に取り組むとともに、女性や高齢者、障がい者などの「全世代活躍」を推進します。
- ウ. SDGsの理念とともに、経済・社会・環境の調和を図ります。

【用語解説】

ソーシャル・ビジネス：地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など様々な主体が協力しながら、ビジネスの手法を活用して取り組むこと。

スマートシティ：ICT等の新技術を活用し、都市の抱える課題の解決に取り組む、持続可能な都市や地域のこと。

3. 施策の体系（7つのチャレンジ&20分野の施策）

7つのチャレンジ		番号	分野	施策
1	誰もが主役となり、持続可能なまちとなる	1	市民自治	①自治振興会活動の促進 ②市民活動ネットワークの促進
		2	市民共生	①人権教育、啓発の推進 ②多文化共生の推進 ③人権に関する相談、支援の充実
		3	男女共同参画	①男女共同参画社会づくりの推進
		4	シティセールス	①シティセールスの展開 ②広報力・情報発信の強化
2	人と文化を未来につなぐ	5	環境・資源・エネルギー	①自然環境の保護、活用 ②生活環境の保全 ③資源、エネルギーの有効活用の推進 ④廃棄物の適正処理
		6	歴史・文化財・景観	①文化財等の調査と保護 ②文化財等の活用 ③景観の保全と創造
		7	生涯学習・文化・スポーツ	①生涯学習環境の充実 ②文化、芸術の振興 ③スポーツの振興
3	住み慣れた地域での暮らしを守る	8	地域福祉	①長寿、生きがいづくり ②障がい福祉の充実 ③地域共生社会の実現 ④セーフティネットの充実
		9	保健・医療	①健康寿命の延伸 ②疾病予防、早期対策の推進 ③地域医療体制の確保 ④保険制度の適正運用
		10	住まい・生活	①良質な住宅資産の形成と活用 ②公営住宅の整備、維持管理 ③上下水道事業の健全運営 ④公園の整備、維持管理
		11	安全・防災	①安全、安心対策の強化 ②地域防災体制、基盤の強化 ③消防体制、基盤の充実 ④治水、砂防の推進

7つのチャレンジ		番号	分野	施策
4	地域の「稼ぐ力」を高める	1 2	農林畜水産	①農畜水産業の安定経営の確保 ②地域ブランドの展開 ③林業の振興 ④鳥獣害対策の推進
		1 3	商工観光	①商業の振興 ②地場産業の振興 ③工業の振興 ④観光資源の活用と観光客の誘致
		1 4	活躍・雇用	①起業、就労支援の促進 ②女性の活躍 ③ワーク・ライフ・バランスの推進
		1 5	道路・交通	①広域幹線道路の活用促進 ②市道（幹線道路網）の整備 ③生活道路等の整備と維持管理 ④地域公共交通網の再編と利便性向上 ⑤鉄道利用環境の改善・整備
		1 6	都市形成	①拠点を形成する市街地の整備 ②土地利用の誘導
5	結婚、出産、育児の希望に応える	1 7	子ども・子育て	①産前産後、乳幼児期の安心の確保 ②就学前教育、保育の充実 ③放課後の児童対策の充実 ④地域の子育て力の向上
		1 8	学校教育・青少年	①学校教育の充実 ②教育環境の充実 ③青少年の健全育成
6	徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営	1 9	行財政	①職員力の向上 ②行政サービスの効率化 ③公共資産マネジメント ④持続可能な財政運営
7	市民、事業者等に寄り添う、きめ細かな新型コロナウイルス感染症対策	2 0	新型コロナウイルス感染症対策	①市民の生命、健康、安全の確保 ②地域経済の復興

II. 甲賀市行政改革大綱およびアクションプラン(抜粋)

市 HP 参照: <https://www.city.koka.lg.jp/9227.htm>

1. 行政改革大綱の目的

自治体の行政経営においては、今後人口減少や超高齢社会を背景とした、市税収入の減少や社会保障関係経費の増大による影響を受けることが予想されます。更に新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により人々の暮らしは一変し、その影響は、経済、社会、人々の行動や意識・価値観にまで波及しつつあります。

市は、社会情勢の変化に伴い経営資源が制約されることを前提に、社会構造の「縮充ⁱ」への転換により、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応し、自己決定と自己責任により将来を見据えた行政サービスの向上を図っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「第2次甲賀市総合計画」(平成29年度～令和10年度)を効率的かつ効果的に実現する上での実効性を確保し、行政改革の取組の方向性と方策を明らかにする、「第4次甲賀市行政改革大綱」を策定することとします。

2. 行政改革大綱の位置づけ

本大綱では、総合計画第2期基本計画に示す「行政経営の方針」を推進するための方策を明らかにし、分野横断の視点による取組を推進します。

また、「特に注力すべき分野」である「徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営」が「7つのチャレンジ」を牽引するものとして位置づけ行政資源であるヒト・モノ・財源・情報の「縮充」を図ります。

図表 1 行政改革大綱の位置づけ



1. 第4次行政改革大綱の体系図

第4次行政改革大綱の体系図は次のとおりとします。

図表 2 第4次行政改革大綱体系図

【目的】徹底的な行政改革による持続可能な自治体経営								
基本方針と目標		柱となる方策	行政経営の方針					
I	市民・地域・民間との共創による行政経営 (地域共生社会の実現)	1. 市民が主役のまちづくり	●	●	●	●		
		2. 地域共生社会の構築	●		●	●		
		3. PPP（公民連携）の導入促進	●	●				
		4. 移住・定住の促進	●		●	●		
		5. 説明責任と透明性の向上	●	●				
		6. 新たな連携の検討	●	●		●		
II	社会情勢の変化に対応できる自立的な行政経営 (財政基盤の強化)	7. 健全な財政運営の推進		●		●		
		8. 新たな財源確保		●		●		
		9. 公共資産マネジメントの推進				●		
		10. 使用料等の適正化と公平性の確保		●		●		
III	未来を見据えた創造的行政経営 (行政サービスの質の向上)	11. 事務事業のビルド&スクラップ		●				
		12. デジタル化による行政サービスの利便性向上		●		●		
		13. 人材育成の推進と職員の適正配置		●	●			
		14. 職員の意識改革と働き方改革		●				
		15. プロジェクトチーム方式の活用		●				
<p>※総合計画基本計画で示す、行政経営の方針 分野横断の5つの基本的姿勢の該当項目を示します。</p>			→	①市民の力を活かす	②仕組みを変える	③人を育て、人をつくる	④いつもの暮らしを守る	⑤地域共生社会を築く

アクションプラン 別紙【参考資料1】参照

¹ 縮充（しゅくじゅう）

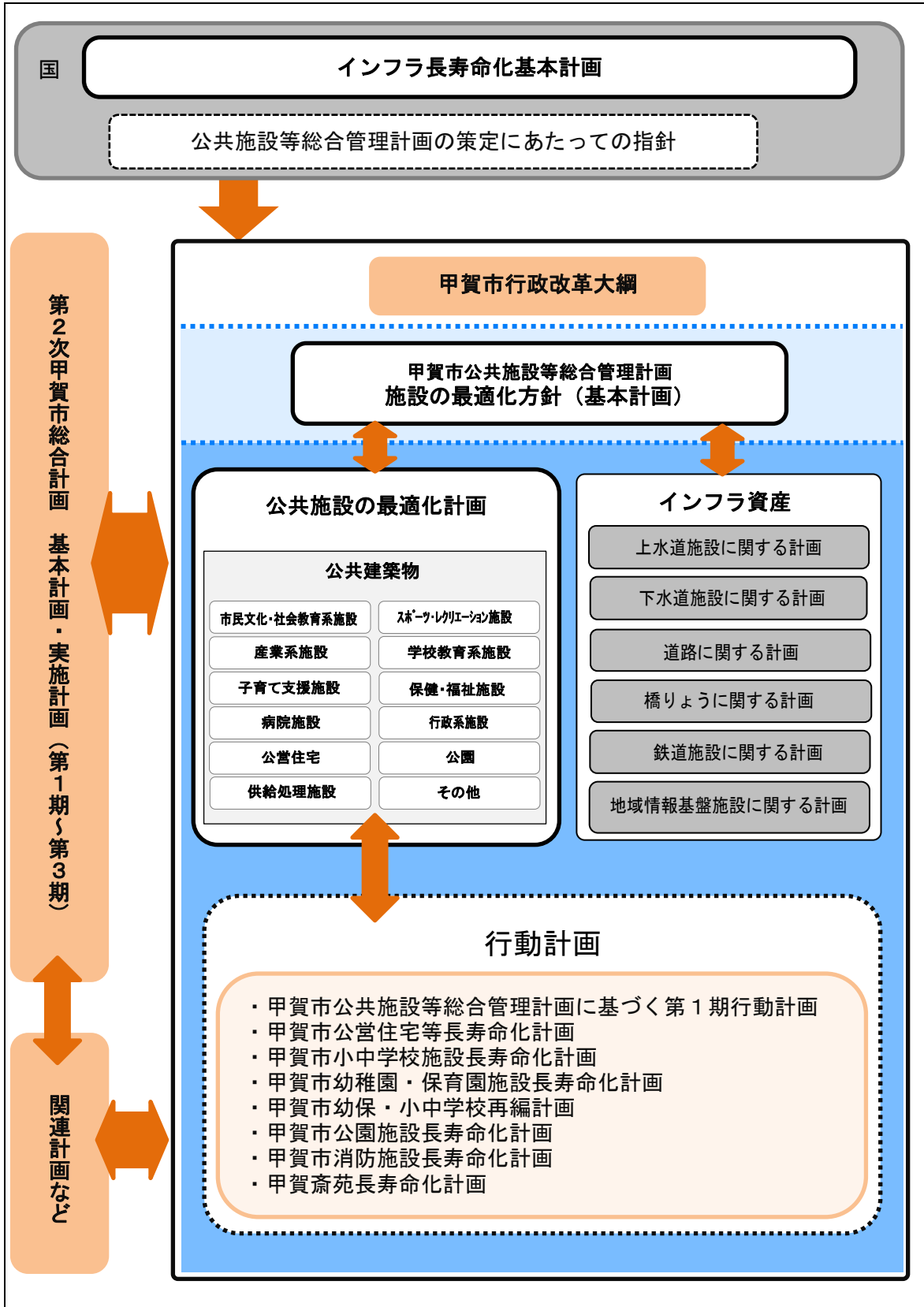
人口が減少し、税収も縮小するなかにおいても、市民の生活を充実させる取り組みのことであり、縮小させながら「質」を充実させて、温かい地域社会をつくること。行政の都合だけで集約化を進めるのではなく、それぞれの対話のなかで、自分たちの未来をつくりあげていくことを表している。

III. 甲賀市公共施設等総合管理計画(一部抜粋)

1. 本計画の位置づけ

市 HP 参照: <https://www.city.koka.lg.jp/11374.htm>

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画を参考として、本市の最上位計画である「甲賀市総合計画」や都市計画に関する「甲賀市都市計画マスタープラン」など、各種関連計画との整合性を図りながら、公共施設等の今後のあり方についての基本的な方向性を示すものとして位置付けます。



2. 公共施設等における課題

本市の公共施設等がおかれている現状や公共施設等を取り巻く社会状況の変化を踏まえた、公共施設等マネジメントの課題は以下の通りです。

課題1 公共施設等の全体的な老朽化にともなう改修・更新費用の増大

築30年以上が経過した公共建築物が全体の50%以上を占めており、それらをこのまま使い続けるためには、大規模改修等の実施が必要となります。また、公共建築物のみならず、インフラ資産においても更新時期が到来しているものが見られます。30年以上の長期的な視点で考えれば、公共建築物は大規模改修だけでなく更新（建替え）時期を迎えるものが次々と現れ、インフラ資産も更新時期を迎えるものが増加していきます。したがって、今後はこれまで以上に公共施設等の維持管理に費用がかかるものと予測されます。

課題2 厳しさを増す財政的制約

少子高齢化が進む中で、歳出のうち社会保障の扶助費が増加し、今後もその傾向が続くと予測されます。また、主たる納税層である生産年齢人口が減少していくことで、自主財源である市民税の増収は期待できない状況にあり、公共施設等にかかる投資的経費への財政的制約は厳しくなることが予測されます。

課題3 公共施設等に対する需要の変化

人口構造や人口分布、市民ニーズの変化に伴い、公共施設等の需要も変化していきます。その変化に対応した施設配置や効率的な施設管理のあり方について検討する必要があります。

3. 公共施設等マネジメントに関する基本的な考え方

(1) 公共建築物の基本的な取組み方針

① 公共建築物の長期的な縮減目標

まずは、本市が抱える公共建築物の課題に対して、オール甲賀で目指す目標として以下の数値目標を設定します。

40年間で公共建築物総延床面積の30%縮減

甲賀市全体の公共建築物総延床面積（370,416㎡）

目標：30%
(111,125㎡)縮減

目標：40年後の甲賀市全体の公共建築物総延床面積
(259,291㎡)

※基準となる公共建築物総延床面積は、平成26年度（2014年度）末時点（公共施設白書作成時点）の総延床面積（370,416.13㎡）

②公共建築物の期別の縮減目標

さらに、公共建築物の40年間の縮減目標を達成するための期別目標を以下のとおり設定します。

第1期末（令和10年度（2028年度）末）までに10%縮減（▲37,042㎡）

第2期末（令和22年度（2040年度）末）までに20%縮減（▲74,083㎡）

第3期末（令和38年度（2056年度）末）までに30%縮減（▲111,125㎡）

※基準となる公共建築物総延床面積は、平成26年度（2014年度）末時点（公共施設白書作成時点）の総延床面積（370,416.13㎡）

4. 第1期行動計画

市HP参照：<https://www.city.koka.lg.jp/16221.htm>

対策の立案にあたっては、各施設の長期的な方向性を整理し、「長期的な存続を図る施設」、「長期的な存続を図らない施設」に分類したうえで、必要な対策を検討します。

「長期的な存続を図る施設」は、おおむね30年以上の存続を図る施設とし、下記の全ての要件を満たす施設とします。

<「長期的な存続を図る施設」の要件>

要件1）市全域の住民が利用する施設である

- ・学校区単位、自治振興会単位等で設置している施設など、主に地元地域の住民が利用する施設は、地元譲渡し、地域の施設として存続を図る。既に老朽化が進み、存続できないものについては、近隣の施設への機能移転・複合化を進める。（例：コミュニティセンター、地域市民センター、公民館、集会所など）
- ・広く市内外の住民を対象とした施設は、利用率や事業効果により優先順位を定め、統廃合を図る。（例：博物館等やレクリエーション施設・観光施設、保養施設など）
- ・行政事務を執行するための施設については、現存する施設を長寿命化、複合化・集約化しながら、必要最小限の規模で存続を図る。（例：庁舎、倉庫など）

要件2）他の市施設では代替できない施設である

- ・他の市施設で類似施設がある場合は、利用率により優先順位を定め、統廃合を図る。

要件3）民間では代替できない施設である

- ・既に代替となる民間施設や民間サービスがある場合、市施設は廃止の方向とする。（例：福祉施設や文化・スポーツ施設など）
- ・指定管理導入施設で、利用料や自主事業の収入により、民間事業者において自立した運営が可能な施設は民間譲渡を進める。ただし、老朽化が進んだ施設は廃止の方向とする。

要件4）利用率が高い施設である、または、複合化・集約化、転用等を講じることで利用率向上が見込める施設である

- ・利用率が低く、複合化・集約化、転用等による利用率向上も困難な施設については、廃止の方向とする。（※利用率は類似施設間で比較した中で相対的に判断することとする。）

第1期行動計画で見込む面積の変遷

(単位：㎡)

大分類	中分類	白書時点	行動計画基準	第1期末
		H26(2014)末	H30(2018)末	R10(2028)末
市民文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設	22,805.68	21,667.30	15,805.50
	文化施設	11,971.50	12,163.23	11,989.00
	図書館	8,817.50	8,641.63	8,641.63
	博物館等	9,824.67	9,936.66	9,689.55
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	25,848.53	25,848.53	25,087.53
	レクリエーション施設・観光施設	1,547.58	1,547.58	1,439.58
	保養施設	2,793.27	2,793.27	1,016.88
産業系施設	産業系施設	10,200.12	9,823.80	6,327.60
学校教育系施設	学校	164,725.49	160,220.00	159,947.00
	その他教育施設	6,295.39	5,433.39	6,882.18
子育て支援施設	幼稚園・保育園・認定こども園	16,224.80	15,735.94	10,696.09
	幼児・児童施設	5,796.19	7,049.75	7,459.26
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	6,322.00	6,355.46	3,459.62
	障害児・者福祉施設	565.00	565.20	1,632.68
	保健施設	5,467.00	3,490.52	3,053.99
	その他社会福祉施設	2,096.00	2,256.06	491.06
病院施設	病院施設	4,202.00	4,091.41	4,486.75
行政系施設	庁舎等	21,500.14	33,494.37	29,888.04
	消防施設	1,488.30	1,419.30	1,501.20
	その他行政系施設	663.23	643.23	25.83
公営住宅	公営住宅	29,516.06	30,563.51	16,296.70
公園	公園	966.00	902.81	814.81
供給処理施設	供給処理施設	812.00	812.03	812.03
その他	その他	9,967.68	17,728.41	13,183.22
合計	合計	370,416.13	383,183.38	340,627.73
増減値（H26から）		—	12,767.26	▲29,788.40
増減率（H26から）		—	3.4%	▲8.0%

5. 公共施設面積の推移

大分類	中分類	白書時点		第1期行動計画基準時点	R2 (2020) 末	R3 (2021) 末
		H26 (2014) 末	H28 (2016) 末	H30 (2018) 末		
市民文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設	22,805.68	22,805.68	21,667.30	22,679.91	22,679.91
	文化施設	11,971.50	12,163.23	12,163.23	12,180.73	12,180.73
	図書館	8,817.50	8,817.50	8,641.63	8,641.63	8,641.63
	博物館等	9,824.67	9,824.67	9,936.66	9,937.34	9,937.34
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	25,848.53	25,848.53	25,848.53	27,104.53	27,104.53
	レクリエーション施設・観光施設	1,547.58	1,547.58	1,547.58	1,547.58	1,547.58
	保養施設	2,793.27	2,793.27	2,793.27	2,793.27	2,793.27
産業系施設	産業系施設	10,200.12	10,200.12	9,823.80	9,352.53	8,184.44
学校教育系施設	学校	164,725.49	164,725.49	160,220.00	160,977.00	160,977.00
	その他教育施設	6,295.39	6,295.39	5,433.39	7,121.71	6,859.07
子育て支援施設	幼稚園・保育園・認定こども園	16,224.80	16,224.80	15,735.94	17,307.83	17,307.83
	幼児・児童施設	5,796.19	7,984.73	7,049.75	8,267.16	8,267.16
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	6,322.00	6,322.32	6,355.46	6,355.46	5,298.64
	障害児・者福祉施設	565.00	565.20	565.20	437.20	1,831.59
	保健施設	5,467.00	3,816.63	3,490.52	3,037.67	3,037.67
	その他社会福祉施設	2,096.00	2,096.06	2,256.06	2,256.06	2,256.06
病院施設	病院施設	4,202.00	4,091.41	4,091.41	4,598.41	4,598.41
行政系施設	庁舎等	21,500.14	21,500.14	33,494.37	31,878.64	30,047.05
	消防施設	1,488.30	1,488.30	1,419.30	1,898.24	1,950.93
	その他行政系施設	663.23	663.23	643.23	643.23	643.23
公営住宅	公営住宅	29,516.06	30,813.39	30,563.51	30,372.41	30,310.41
公園	公園	966.00	934.81	902.81	902.81	902.81
供給処理施設	供給処理施設	812.00	812.03	812.03	812.03	812.03
その他	その他	9,967.68	10,024.60	17,728.41	23,430.51	22,613.04
合計	合計	370,416.13	372,359.11	383,183.38	394,533.88	390,782.35
増減値 (H26から)		—	1,942.98	12,767.26	24,117.76	20,366.23
増減率 (H26から)		—	0.5%	3.4%	6.5%	5.5%

IV. 事務事業の見直し(事務事業の棚卸し/ビルド&スクラップ/公民連携)

甲賀市総合計画（第2期基本計画）実施計画より抜粋

市 HP 参照：<https://www.city.koka.lg.jp/12485.htm>

事業名	行政改革大綱・行政改革推進計画促進事業		財源内訳（千円）		年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	分野	担当課
	国庫	0	県費	0							
141 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 成果主義を基本とする行政評価の実施 行政事務（ルーティン業務）のICT化による人件費コスト削減 PPP、PFI等による公共事業の研究 	国庫	0	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 中長期財政計画策定 スクラップ事業の整理 行政改革大綱アクションプランの策定 BPR手法の研究 公民連携、PPP/PFIにかかる庁内研修 第3セクターに関する指針検討 	<ul style="list-style-type: none"> 財源確保策の検討 スクラップ事業の外部調整推進 アクションプランの外部評価、公表 業務フローの見直し 公民連携、PPP/PFI導入検討規定の検討 第3セクターに関する課題抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 財源確保策の具体展開 スクラップ事業の外部調整 アクションプランの中間見直し ICT等の導入効果の検証 第3セクターに関する指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> 財源確保策の拡充 事業スクラップの完了 アクションプランの外部評価、公表 	19 行財政	財政課 マネジメント 推進室 情報政策課	
		地方債	0								
		その他	0								
		一般財源	649								
		計	649								予算
開始年度	2021	終了年度	2024								

事業名	行政改革推進事業		財源内訳（千円）		年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	分野	担当課
	国庫	0	県費	0							
146 方向性	<ul style="list-style-type: none"> 空き公共施設統廃合の推進 公共施設の機能、利便性の向上 	国庫	0	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 土山、甲南地域市民センター団体室の設置による有効活用 公共施設の更なる活用の方針及び手法検討 使用料等の見直し方針検討 施設所管部局との調整協議 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設使用料の見直しに係る基本方針(活用方針)の策定 庁内における公的不動産(PRE)推進体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の更なる活用の展開 使用料等の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料等の再算定 	19 行財政	マネジメント 推進室 管財課	
		地方債	0								
		その他	0								
		一般財源	288								
		計	288								予算
開始年度	2021	終了年度	2024								